

令和3年 第12回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和3年12月27日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和3年12月27日 午後 1時30分			議長 京谷 常美	
	閉 会	令和3年12月27日 午後 2時10分			議長 京谷 常美	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 14名 欠席 0名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	塩野谷幸一	○	10	小林 忍	○
	2	澤田 英雄	○	11	小山 隆顕	○
	3	塩田 満	○	12	星 博明	○
	4	青山 晴重	○	13	西岡 正雄	○
	5	村上 正弘	○	14	京谷 常美	○
	6	原田 尚一	○			
	7	田中 利一	○			
	8	大西 俊則	○			
	9	佐藤 正明	○			
会議録署名委員	7 番	田中 利一		8 番	大西 俊則	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 村 上 友 和		事務局員 近 藤 裕 幸	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R3.12.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、令和3年第12回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。
		直ちに、本日の会議を開きます。
		本日の出席委員は、14名でございます。
		したがって、総会は成立いたします。
日程1 会議録署名委員	議長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
		本日の、会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、7番の田中利一委員及びに、8番大西俊則委員にお願いいたします。
日程2 会期の決定	議長	次に、日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。
		本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。
		ご異議ありませんか。
		異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。
日程3 議案1	議長	次に、日程第3、議事に入ります。
	議長	議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件を議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より説明願います。
		(議案朗読により、説明)
		以上の申請内容は、農地法第3条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第3条第2項第7号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の隣の地区委員であります大西俊則委員にお伺いします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	大西委員	問題がありません。
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
	村上委員 事務局長	20・1等の間の土地は[]の土地ですか。 []ではなく[]の農地となります。4～5年程前に右側の農地を[]が取得されています。
	議長	(他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件を可と決定いたします。
議案2	議長	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書について」の件を、議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より、説明願います。
		(議案朗読により、説明)

議 事 の 経 過 (R3.12.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 3	議長	農地転用の許可要件であります立地基準及び一般基準を満たしていると考えます。また、北海道農業会議への意見聴取については平成28年3月8日付け北海道農業会議第80回総会で決定された意見聴取に係る申し合わせにより30a以下の農地転用案件について、第1種・第2種農地において、転用目的が農家住宅である場合に意見聴取の対象から除外できるものとなっていることから本委員会で「許可相当」と判断した場合に許可権者に進達するものと考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、今回現況調査を行いました塩田満委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	塩田委員長	12月15日、塩野谷委員、田中委員、片岸局長、近藤局員、私、現地で[REDACTED]と調査した結果、問題ないと判断しましたのでご報告申し上げます。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書について」の件は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第3号「農用地利用集積計画(所有権移転)の諮問について」の件を、議題といたします
	議長	事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
議案 4	議長	質疑が無いようですので、議案第3号「農用地利用集積計画(所有権移転)の諮問について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第3号「農用地利用集積計画(所有権移転)の諮問について」の件は、可と決定いたします
	議長	次に、議案第4号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件の内2番の件を、議題といたします。
	議長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の

議 事 の 経 過 (R3. 12.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 5	議長	経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。 ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件の内 2 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件の内 2 番の件は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件の内 1 番の件を、議題といたします。
	議長	会議規則第 10 条の規定により、 XXXXXXXXXX が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
		以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件の内 1 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件の内 1 番の件は、可と決定いたします。
	議長	XXXXXXXXXX が復席しますので、暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます
	議長	次に、議案第 5 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件を、議題といたします。
	議長	事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 5 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。

議 事 の 経 過 (R3. 12.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 6	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 5 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件を、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 6 号「現況証明の願い出について」の件を、を議題といたします。
	議長	事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたので、今回現況調査を行いました塩田満委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	塩田委員長	1 2 月 1 5 日、塩野谷委員、田中委員、片岸局長、近藤局員、私、 さんと現地調査した結果、問題ないと判断しましたのでご報告申し上げます。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	村上委員	対象地の周りの地目はどのようなになっているか。
	事務局長	 は宅地で自宅が建っています。 に倉庫が建っており、 は畑として使っています。109-33 は牛舎が飛び出しているとお話ししましたが現状牛舎を取り壊しているため畑となっています。 も畑となっております・
	議長	(他に、質疑はございませんか。)
閉会	議長	質疑が無いようですので、議案第 6 号「現況証明の願い出について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 6 号「現況証明の願い出について」の件は、可と決定いたします。
	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和 3 年第 1 2 回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。